

○横手市契約規則

平成17年10月1日

規則第58号

改正 平成19年3月30日規則第29号

平成20年3月28日規則第13号

平成20年10月1日規則第35号

平成21年4月1日規則第12号

平成24年9月28日規則第69号

平成26年4月1日規則第15号

平成27年4月1日規則第18号

平成27年8月11日規則第46号

平成27年12月28日規則第64号

平成28年3月22日規則第6号

平成29年2月27日規則第2号

平成31年3月29日規則第18号

令和2年3月30日規則第13号

令和5年3月17日規則第7号

令和6年9月30日規則第32号

令和7年4月1日規則第28号

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格（第6条～第8条）

第2節 公告及び入札（第9条～第27条）

第3節 落札者の決定等（第28条～第35条）

第3章 指名競争入札（第36条～第40条）

第4章 随意契約（第41条～第45条）

第5章 契約の締結（第46条～第53条）

第6章 契約の履行

第1節 通則（第54条～第59条）

第2節 監督及び検査（第60条～第68条）

第7章 契約事務手続（第69条～第76条）

第8章 雑則（第77条・第78条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、市が締結する売買、賃貸、請負その他契約に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 契約事務担当課長 財務部契約検査課長
- (4) 課 横手市行政組織規則（平成17年横手市規則第3号）に定める課等
- (5) 課長等 課の長及びこれに準ずる職にある者
- (6) 予定価格 予定した当該契約に係る見積価格で、契約金額を決定するための基準とするため、市長又は市長から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者が設定した価格
- (7) 契約者 市と契約を締結する相手の者
- (8) 電子入札システム 市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム
- (9) 電子入札案件 電子入札システムにより処理する契約案件

(契約事務の統括)

第3条 契約事務担当課長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、契約に関する事務の処理の制度を整え、契約に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

- 2 契約事務担当課長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、課長等又は法第180条の2の規定により委任し、若しくは補助執行させた職員に対し、その所掌事項に係る契約事務の状況について調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(入札参加の排除)

第4条 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった日後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(契約審査会)

第5条 市長は、契約方法及び契約手続等について審査を行うため、別に定める契約審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格

(参加資格等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、施行令第167条の5第1項の規定により、契約の種類及びその金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法について市広報誌、市インターネットホームページ等により公告しなければならない。

(資格審査等)

第7条 市長は、前条の規定に基づき一般競争入札参加資格審査の申請がなされた場合は、その者の資格の審査を行うとともに資格を有する者（以下「有資格者」という。）の名簿を作成するものとする。

2 前項の一般競争入札参加資格審査申請、資格審査及び有資格者名簿作成に関する事項は、別に定める。

(特別に定める参加資格)

第8条 市長は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、第6条の規定に基づく有資格者につき、更に当該競争入札に参加する資格を定め、その資格を有する者により当該競争入札を行うことができる。

第2節 公告及び入札

(入札の公告)

第9条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日（電子入札案件にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも10日前に市インターネットホームページ等により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第10条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書案その他入札に必要な書類を示す日時及び場所
- (4) 入札の日時及び場所（電子入札案件にあつては、入札期間及び開札の日時）
- (5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(入札保証金)

第11条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に、その者の見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産又は物品の売払いに係る電子入札案件における入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年の間に、市若しくは国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めたとき。

(3) 第6条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で前号に相当すると市長が特別に認めたとき。

(4) 公有財産又は物品の売払いに係る契約であつて、市長が特に認めたとき。

(入札保証金の納入)

第12条 入札者は、前条第1項の入札保証金を入札の公告において定められた場所、期限及び手続に従い納入しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第13条 市長は、第11条第3項第1号の規定に基づき入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第14条 第11条第1項の入札保証金の納入は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債及び地方債

(2) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国信用金庫連合会の発行する債券

(3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が確実と認めるもの

(担保の価値)

第15条 前条各号に掲げる担保（以下「代用担保」という。）の価値は、次の各号に掲げる担

保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国信用金庫連合会の発行する債券 債権金額
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が确实と認めるもの 市長が適正と認める金額（担保提供の方法）

第16条 市長は、代用担保をもって入札保証金の代用にしようとする者があるときは、当該代用担保を入札の公告において定められた場所、期限及び手続に従って提出させなければならない。

- 2 第14条第1号の国債又は地方債が代用担保として提出された場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。
（小切手の現金化等）

第17条 市長は、第14条第3号の小切手が代用担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該出納員にその取立て及び当該取立てに関する現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは代用担保の提供を求めなければならない。
（予定価格の作成等）

第18条 一般競争入札に付そうとするときは、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封かんして、開札の際これを開札場所に置かななければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると市長が認めたときは、一般競争入札の執行前に当該予定価格を公表することができる。この場合において、前項の規定による予定価格を記載した書面を封かんしないことができる。

（予定価格の決定方法）

第19条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札の方法）

第20条 一般競争入札の入札者は、入札書を入札の公告において定められた所定の日時、場所

及び方法に従い、提出しなければならない。

- 2 代理人をもって入札しようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。
- 3 市長は、開札前に郵送等により提出された入札書を受領したときは、その日時を記入し、押印の上、開札時まで封のまま保管しなければならない。
- 4 入札書は1人1通とし、入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- 5 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、電子入札案件（市長が必要と認めた場合を除く。以下第23条において同じ。）に係る一般競争入札に参加しようとする者にあつては、入札金額その他別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力し、所定の入札期間内に送信しなければならない。この場合において、当該入札金額その他別に定める事項は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市に到達したものとみなす。

（開札）

- 第21条 一般競争入札の開札は、第10条第1項により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 2 前項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。ただし、郵送等により提出された入札書があった場合は、日を改めて再度の入札をすることができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札その他特殊な入札方式による場合の開札方法は、別に定める。

（入札価格の表示効力等）

- 第22条 一般競争入札に付する事項の総額をもって落札を定める場合は、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合は、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。
- 2 市長は、総額をもって定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、落札者にこれを訂正させなければならない。

（入札の無効）

- 第23条 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- （1） 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- （2） 委任状を持参しない代理人のした入札
- （3） 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
- （4） 記名押印を欠く入札（電子入札による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札。ただし、市長が別に定める措置を講じているものを除く。）

- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した場合の入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 電子入札案件において第20条第6項に規定する方法によらないとき。
- (10) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
(入札無効の理由明示)

第24条 入札を無効とする場合は、施行令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

(入札保証金等の返還)

第25条 入札保証金又は代用担保は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合に返還する。ただし、落札者の入札保証金又は代用担保は、契約締結後に返還する。

2 落札者の入札保証金又は代用担保は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保に充当することができる。

3 公有財産又は物品の売払いにおける契約において、落札者が契約を締結しない場合における入札保証金又は代用担保は、市に帰属する。

(再度入札に対する入札保証金)

第26条 施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札をする場合は、初度の入札に対する入札保証金(代用担保を含む。)をもって再度の入札に対する入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金に対する利息)

第27条 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

第3節 落札者の決定等

(落札者)

第28条 売却及び貸付けの場合は、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定するもの以外のものについては、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第29条 市長は、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、市長が別に定める方法により落札者を

定めるものとする。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第30条 施行令第167条の10第1項の規定により最低価格の入札者以外の者を落札者とするときは当該契約について専門の知識又は経験を有する者の意見を聴いて決定しなければならない。

2 前項の規定により契約に関し、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者と決定するときは、市長は、その理由を記載した書類を作成しなければならない。

(落札の通知)

第31条 市長は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

2 前条の規定に基づいて落札者が決定したときは、前項の通知のほか、最低価格の入札者で落札者とならなかった者に対して必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しても適宜の方法により落札の決定があった旨を知らせなければならない。

(最低制限価格の決定)

第32条 市長は、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける場合は、当該工事又は製造の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事又は製造ごとに適正に定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第18条の書面に併せて記載しなければならない。

3 最低制限価格を設ける場合は、第9条による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(入札執行調書)

第33条 市長は、開札をした場合は、入札の経過を明らかにした書面を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

(再度入札の公告期間)

第34条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で更に入札に付そうとするときは、法令に特別の定めがあるもののほか、第9条に定める公告の期間を5日までに短縮することができる。

(せり売り)

第35条 市長は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

第3章 指名競争入札

(参加資格等)

第36条 指名競争入札の入札者は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。ただし、売却及び貸付けの場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 引き続き1年以上その営業を行っていること。ただし、法人の場合において、その代表者が1年以上同一の営業に従事した者であるときは、この限りでない。

(2) 市長が定める税目及び税額について国税又は地方税を納付していること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、定期に契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況を要件とする資格を定め、その基本的となるべき事項並びに申請の時期方法等について市インターネットホームページ等により公告するものとする。

(有資格者名簿)

第37条 市長は、前条の規定に従い、指名競争入札に参加しようとする者の申請に基づき、別に定める審査基準により、業者の審査を行うとともに有資格者名簿を作成する。

2 市長は、必要があると認めるとき、又は申請者に特別な事由があると認めるときは、前項の手続に準じて随時に資格の審査を行い、有資格者名簿の追加を行うことができる。ただし、追加登録された資格者の有効期限は、前項により既に作成された名簿の有効期限を超えることはできない。

3 第1項の場合において、前条第2項の規定により市長が定めた資格が第6条第1項の規定により定めた資格と同一であるため、当該資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、第7条第1項の規定による資格審査及び名簿の作成をもって代えることができる。

(指名基準)

第38条 市長は、契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るために必要があると認めるときは、入札者の指名の基準について別に定めるものとする。

(入札者の指名)

第39条 指名競争入札に付するときは、契約の種類及び金額に応じて、有資格者名簿に登載された者の中から、前条の指名基準に従って、原則として3者以上指名しなければならない。

2 前項の規定により入札者を決定したときは、第10条に掲げる事項を当該入札者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第40条 第11条から第33条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第11条第3項第3号中「第6条」とあるのは「第36条」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(予定価格の決定)

第41条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第19条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

(予定価格調書の作成の省略)

第42条 市長は、随意契約しようとする場合において、当該契約が法令等に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他の特別の理由があることにより特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は困難なものに係る契約に該当するとき、又は特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(随意契約の限度額)

第43条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の額の契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(特定の随意契約に係る手続)

第43条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方に必要な資格

ウ 契約の相手方の決定方法

エ 見積書の記載及び提出の方法

オ 担当課室所名

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- (2) 契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称、数量等

イ 契約を締結した日

ウ 契約の相手方の氏名又は名称

エ 契約金額

オ 契約の相手方とした理由

カ 担当課室所名

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項各号の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行う。

(見積書の徴取)

第44条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として3者以上から見積書を徴さなければならない。

(見積書徴取の省略)

第45条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人与契約を締結するとき。
- (2) 法令等により価格の定められている物品を購入するとき。
- (3) 1件の予定価格が10万円以下のもの
- (4) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。

第5章 契約の締結

(契約書の作成)

第46条 市長は、競争入札等により契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書（記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が遠隔地にあるときその他の必要がある場合は、まずその者に契約書の案を送付して記名押印させ、その返付を受けてこれに記名押印するものとする。

3 市長は、前項の規定による契約書の記名押印を完了したときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に交付するものとする。

4 前項の規定に関わらず、契約書を電磁的記録にて作成する場合は、市長及び当該契約の相手方の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

(契約書の記載事項)

第47条 市長は、当該契約の目的、契約金額、履行期限又は期間及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
- (5) 危険負担
- (6) 契約に関する紛争の解決方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書作成の省略)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第46条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産の売買、貸借及び権利の設定においてはこの限りでない。

- (1) 1件につき契約金額50万円以下の契約を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 物品を購入する契約を締結する場合において、物品が即納されるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公法人と契約するとき。
- (6) 単価契約をもって契約済の契約をするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、随意契約について市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書等の徴取)

第49条 市長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合は、契約の適正な履行を確保するため、契約内容、契約金額、契約期間等を明らかにした請書、公文書その他これらに準ずる書面を徴さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、1件10万円以下の契約金額で契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない場合、又は物品の購入契約で物品が即納される場合については、これを省略することができるものとする。

(契約保証金)

第50条 市長は、契約者に契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、第25条第2項の規定により入札保証金を充当した場合であつて、契約保証金の額が当該入札保証金の額を上回る場合は、その差額を納めさせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公有財産又は物品の売払いに係る電子入札案件における契約保証金の額は、当該契約案件の予定価格の100分の10以上とすることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、第6条又は第36条に規定する参加資格を有する者で過去2年の間に、市若しくは国（公社及び公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、当該契約が設計金額500万円以上の工事請負契約であるときを除く。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売上代金が即納されるとき。
- (6) 物品を購入する契約を締結する場合において、物品が即納されるとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約を締結するとき。

(契約保証金等の返還)

第51条 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、工事若しくは給付の完了の確認又は検査後、これを返還するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公有財産又は物品の売払いに係る契約において、契約者から申し出があった場合は、当該契約保証金を買受代金に充当することができる。
- 3 公有財産又は物品の売払いに係る契約において、契約者が履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められた場合その他市長が必要と認めた場合は、契約の全部又は一部を解除した場合における契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、市に帰属する。

(契約保証金に代わる担保等)

第52条 第13条から第17条まで及び第27条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第13条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第17条中「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第14条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とする。
- 3 前項に規定する保証事業会社の保証は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、及び市長が認めた方法を利用した場合を含むものとする。

(仮契約)

第53条 市長は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書（記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により、仮契約を締結しなければならない。

- 2 市長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

第6章 契約の履行

第1節 通則

(前金払)

第54条 市長は、保証事業会社の保証に係る公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の公共工事にあつては、当該公共工事の契約金額の10分の4を超えない範囲内において前金払することができる。

2 前項の規定により、前金払をした場合において、当該公共工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当するときは、当該公共工事の契約金額の10分の2を超えない範囲内において、前項の前金払に追加して前金払をすることができる。

3 契約者は、前2項の規定に基づく前払金を受けようとするときは、当該前払金に係る請求書に保証事業会社の保証証書を添えて提出しなければならない。

4 契約者は、前項の規定による保証事業会社の保証証書の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、及び市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

5 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。

6 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との間の工事請負契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支出に充てたとき。

(部分払)

第55条 契約金額、履行期間その他の事情により、当該金額の全部が履行される前にその代金の一部を支払う必要があるときは、次の各号に掲げる契約の区分ごとに当該各号の定める額を限度として部分払をすることができる。

- (1) 工事、製造その他の請負契約 その既済部分に対する代価の10分の9に相当する額。ただし、当該既済部分を他の部分から切り離して引渡しを受けることができるもの又は契約期間が2年度以上にわたる契約であつて市長が特に必要と認めたものにあつては、その代価に相当する額
- (2) 保守管理業務の委託契約 1箇月の業務を完了後、契約額を契約期間の月数で除した額
- (3) 物品の購入契約 既納部分の対価に相当する額

2 前条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

3 部分払の支払回数は、次に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 契約金額が300万円以上1,000万円未満の場合 1回

(2) 契約金額が1,000万円以上3,000万円未満の場合 2回

(3) 契約金額が3,000万円以上の場合 3,000万円を超える金額につき3,000万円までの金額を増すごとに前号の回数に1を加えた回数

4 部分払の支払請求は、市長が必要と認めた場合を除き、毎月1回を超えることができない。
(履行期限の延長)

第56条 市長は、契約者が契約期間内に契約を履行することができないため契約の期間の延長を申し出たときは、遅延違約金を徴収してその延期の承認をすることができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により遅延した場合は、遅延違約金を減額し、又は免除することができる。

(遅延違約金)

第57条 市長は、契約者が履行期限内にその義務を履行しないときは、前条の規定により履行期限の延長を承認した場合を除き、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額）につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した金額を違約金として徴収する。ただし、分割して履行しても支障のないものについては、その期限内に履行しなかった部分についてのみ徴収することができる。

2 前項の場合において、市が著しい損害を受けたときは、契約者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の違約金又は賠償の金額に、100円未満の端数があるとき、又は当該違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を徴収しないことができる。

(減価採用)

第58条 契約者の提供した履行の目的物に僅少の不備の点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当に減価の上、採用することができる。

(減価採用の場合の遅延違約金)

第59条 遅延納入に係る物件を、前条の規定により減価の上、採用したときの遅延違約金は、減価採用価格によって算出する。

第2節 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第60条 市長又はその委任を受けた者から監督を命ぜられた職員又は施行令第167条の15第4項の規定に基づき監督の委託を受けた者（以下「監督職員」という。）は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

2 監督職員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

3 監督職員は、必要があるときは、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における試験、検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

4 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

5 監督職員は、監督に当たってはその任を命じた者と緊密に連絡するとともに、その要求に基づき、又は随時に、監督の実施状況について報告をしなければならない。

（検査職員の設置及び検査担当区分）

第61条 法第234条の2第1項の規定に基づく検査を行わせるため、検査職員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 事業主管課の課長等

（2） 検査事務担当課に属する職員で、検査事務を分掌する職員

（3） 前2号に規定する者以外の者で、特に市長から任命されたもの

（4） 施行令第167条の15第4項の規定に基づき検査の委託を受けた者

2 前項の検査職員に事故があるとき又は件名を限り特別に検査を必要とするときは、当該検査職員以外の職員に臨時に検査を命ずることができる。

3 検査職員は、検査の執行に当たって必要があると認めるときは、市職員のうちから検査補助員を指名することができる。この場合において、検査職員は、その検査補助員の属する課の課長とあらかじめ協議して指名するものとする。

4 第1項第1号及び第2号の検査職員の検査担当区分は、別に定める。

（検査の種類）

第62条 検査の種類は、別に定める工事に関するものを除き、次のとおりとする。

（1） 部分検査 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合や、契約を解除しようとする場合において行う既済部分又は既納部分の確認をするための検査

（2） 中間検査 契約の給付の完了前において随時に行う検査

（3） 完了検査 契約についての給付の完了を確認するための前2号の検査済部分を含む検査

（検査職員の一般的職務）

第63条 検査職員は、契約についての給付の完了の確認（第55条の規定に基づく部分払の確

認を含む。)につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約について必要があるときは、当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

3 検査職員は、前項以外の契約について当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

(検査の立会い)

第64条 検査職員が検査をするに当たっては、別に定めがある場合を除き、契約者から契約の給付の完了に関する完了届出書を査収し、契約者の立会いを求め、検査しなければならない。

2 前項の場合において自らの意思によって契約者が立ち会わないときは、欠席のまま検査をすることができる。なお、立ち会わなかった契約者は検査結果に対する異議を主張することはできない。

3 物品の購入契約の場合における第1項の完了に関する届出書は、契約者が任意に発行する納品書等に代えることができる。

(検査執行不能等の報告)

第65条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員が所属する課の課長にその事情を報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 検査執行のできないとき。

(2) 施行令第167条の4第2項第1号及び第4号から第6号までの規定に該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、検査について疑義があるとき。

(検査職員の兼務禁止)

第66条 検査職員は、同一契約について監督職員の職務を行ってはならない。

(検査調書の作成)

第67条 検査職員は、検査の結果が適正であると認めたときは、直ちに所定の検査又は検収のための調書(以下「検査調書」という。)を作成し、当該検査任命者及び市長に復命又は回付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第48条の規定による場合は、検査調書の作成を省略することができる。この場合において、当該契約代金の請書又は第64条の届出書、納品書等に、検査日付を記入し、押印して検査調書に代える等の適当な方法によらなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第68条 検査職員は、検査の結果、不合格となったものについて、手直し、補強又は取替えをさせる必要があると認めるときは、監督職員又はその任命者に通知し、その指示により新たに期限を指定して手直しその他適宜の措置を行わせなければならない。また、引取り、追納等を

させる必要があると認めるときは、その期限を指定して適宜の措置を契約者に行わせなければならない。

2 検査職員は、前項の規定により手直し、補強、取替え又は追納をさせたものについて再検査をしたときは、そのものについて検査調書を作成し、その期限、既往検査月日及び検査内容を記載しなければならない。

3 前条第2項前段の規定に基づき検査調書の作成を省略した場合は、前2項の記載は、当該契約代金の請書又は第64条の届出書、納品書等に、再検査日付を記入し、押印して検査調書に代える等の適当な方法によらなければならない。

第7章 契約事務手続

(契約締結の請求)

第69条 課長等は、その所管する事業の執行に関し、売買、貸借、請負その他の契約の締結が必要であるときは、契約の名称、目的、契約予定金額、執行予算費目及び配当予算残額、契約仕様、履行期限、履行場所、契約の方法及びその理由等の契約内容について決裁権者の決裁を受けた後、所定の様式でこれを契約事務担当課長に請求しなければならない。

2 課長等は、前項の規定により契約の締結を請求する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮の上、起工書、設計書、内訳書、図面等の必要書類を添え、契約履行上の疑義のないように努めなければならない。

3 課長等は、工事及び業務に関する場合を除き、あらかじめ契約事務担当課長と契約者として予定される者の資格等について協議しなければならない。

(課において行う契約)

第70条 前条の規定にかかわらず、課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該事務の専決権者の決裁を受けて、課において行うものとする。ただし、価格その他において調整を要すると契約事務担当課長が認める契約については、この限りでない。

(1) 施行令第167条の2第1項第1号の規定による少額な随意契約

(2) 横手市財産規則（平成17年横手市規則第59号）の規定による財産の取得又は処分のために行う契約

(3) 前号に掲げるもののほか、契約事務担当課長が当該課において契約することが適当と認めた契約

(契約締結の請求期限)

第71条 契約締結の請求は、当該年度の2月末日までとする。ただし、契約事務担当課長が当該年度中に契約の履行が完了すると認めるものについては、この限りでない。

(請求書の返戻)

第72条 契約事務担当課長は、当該請求が前条前段の期日内であっても、年度内に契約の履行

完了の見込みがないものと認めるものについては、当該請求書に契約締結不能の旨の明記をして請求元に返戻しなければならない。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(特殊物件の指定)

第73条 課長等が第69条の請求をする場合において、特殊な物件で1種類を指定する必要があるときは、詳細な指定理由書を添付しなければならない。ただし、その理由が明白なものについては、請求書に記載することができる。

(契約締結事務の制限)

第74条 契約事務担当課長は、請求元から示された金額を超えた金額の契約を締結することができない。

- 2 契約事務担当課長は、契約の金額が請求元から示された金額を超えることが予想されるときは、速やかに請求元に対してその旨を通知し、適宜の措置を求めなければならない。

(契約締結の通知等)

第75条 契約事務担当課長は、第69条の規定による請求を受けたときは、速やかに当該契約事務手続を取らなければならない。

- 2 契約事務担当課長は、前項の事務手続が完了したときは、速やかに契約決定通知書を作成し、第69条第2項に規定する提出書類を添えて請求元に通知しなければならない。

(契約の解除及び変更の手続)

第76条 課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係書類を添えて契約事務担当課長に通知しなければならない。

- (1) 市の都合により契約の全部若しくは一部の解除又は減価採用その他の内容変更をする必要があるとき。
 - (2) 契約者の契約違反により契約解除の必要があるとき。
 - (3) 契約者が契約の履行に当たり施行令第167条の4第2項各号に掲げる行為があったとき。
 - (4) 監督又は検査について疑義があるとき。
- 2 契約事務担当課長は、前項の通知を受けてその事項について処理したときは、直ちにその処理した内容を通知しなければならない。

第8章 雑則

(契約解除等の通告)

第77条 契約の解除及び保証金の没収は、書面によって行うものとする。

- 2 前項の場合において、契約者がその書面の受領を拒み、又はその住所、居所若しくは所在地が共に知れないときは、書面の送付に代えて公告をする。

(その他)

第78条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の横手市財務規則（平成3年横手市規則第20号）、増田町財務規則（平成7年増田町規則第9号）、財務規則（昭和39年平鹿町規則第3号）、雄物川町財務規則（昭和40年雄物川町規則第4号）、大森町財務規則（平成9年大森町規則第9号）、山内村財務規則（昭和63年山内村規則第2号）若しくは大雄村財務規則（平成6年大雄村規則第12号）又は解散前の横手広域市町村圏組合財務規則（昭和46年横手広域市町村圏組合規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の改正規定による改正後の横手市契約規則第57条の規定は、公布の日以後の契約から適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規則第35号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第69号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第55条第1項第1号の規定は、平成24年10月1日以後に発注された事業に係る契約から適用し、同日前に発注された事業に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横手市契約規則第54条の規定は、施行の日以後に公表する公共工事から適用し、同日前に公表した公共工事については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日規則第18号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月11日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第64号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横手市契約規則第54条第1項の規定は、施行の日以後に行う契約締結する公共工事から適用し、同日前に契約締結した公共工事については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の横手市契約規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横手市契約規則の規定は、施行の日以後に横手市契約規則第5条の契約審査会の審査を経て公告、指名通知又は見積依頼を行い締結する契約について適用し、同日前に横手市契約規則第5条の契約審査会の審査を経て公告、指名通知又は見積依頼を行い締結する契約については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横手市契約規則第 4 3 条の規定は、施行の日以後に起工書を作成する契約から適用し、同日前に起工書を作成する契約については、なお従前の例による。